

# あしよろの上下水道

水道料金の基本料金を減免しています。

町では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、現在の原油価格や物価の高騰に直面している町民の皆さんの生活支援の一環として水道料金の基本料金を4カ月間減免をしています。※減免に関するお手続きは不要です。

～対象者～

本町の上水道、簡易水道、営農用水道、西足寄専用水道のいずれかから給水を受けている使用者の方。 ※公官庁等で使用している水道は対象外です。

～対象月～

令和4年11月分・12月分、令和5年1月分・2月分

※請求は使用月の翌月に行われます。

～減免後の請求金額～

検針有無に関わらず、水道の基本料金が減免となります。なお超過料金と公共下水道料金については減免対象外となります。



足寄町自家水利用世帯及び法人への給付金を支給します。

本町の上水道、簡易水道、営農用水道、西足寄専用水道のいずれかからも給水を受けていない世帯及び法人に対して給付金を給付します。

※減免とは異なり支給には申請が必要となります。

※本町の水道から給水を受けている場合は対象外です。

～支給要件～

以下の要件を満たす世帯及び法人が対象となります。

- ・足寄町内に住所を有する世帯及び法人であり、法人は法人登記によってそれを証明できること。
- ・本町の上水道、簡易水道、営農用水道、西足寄専用水道のいずれかからも給水を受けていないこと

～支給金額～

個人は1世帯当たり、法人は1法人当たり 7,200円



# あしよろの上下水道

## ～申請方法～

11月自治会回覧で配布した申請書又は足寄町ホームページにある申請書をダウンロードし必要事項を記入の上、役場建設課上下水道室まで提出してください。

※ファックス不可

## ～必要書類～

- ・振込口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ・法人登記の写し(申請者が法人の場合のみ)
- ・申請書

## ～申請期間～

令和4年12月1日(木)から令和5年2月28日(火)まで(郵便の場合は必着)

芽登・螺湾・大誉地小学校4年生が社会科授業で上下水道施設の見学に訪れました。

令和4年10月25日、26日、31日にゲストティーチャーとして螺湾・大誉地・芽登小学校に出向き「あしよろの水道水」、「使い終わった水はどのように処理されている？」について学習した後、令和4年11月2日に常盤浄水場、足寄下水終末処理場の見学をしました。

常盤浄水場では、水道水が出来る過程を見学し、水道水とミネラルウォーターとの利き水に挑戦を行い足寄下水終末処理場では、下水道の正しい使い方、汚れた水がどのように処理され河川へ放流しているのかを楽しみながら学習しました。



常盤浄水場見学風景



11月2日 螺湾・大誉地・芽登小学校



出前講座風景

お問い合わせ

足寄町役場 建設課 上下水道室 TEL0156-28-3868